平成２９年（フ）第５７６号
大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１―201号
債務者　朝倉　真弥
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６３号
大阪府箕面市如意谷１丁目１番19号　(305号)
債務者　西川　史子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０７号
大阪府枚方市山之上４丁目１番17―201号
債務者　宮崎　信弘
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１４号
大阪市旭区生江３丁目14番12―302号
債務者　上治博幸こと　李　　博幸
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２６号
大阪市北区野崎町７番13―602号
債務者　細田祐美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１０号
大阪市住吉区東粉浜３丁目25番６―401号
債務者　徳永　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２４号
大阪府高槻市西真上２丁目26番２号
債務者　山口　貴史
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２５号
大阪市東成区中道１丁目２番25号
債務者　ＫＨＮこと　能智　　崇
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０号
山口県宇部市大字東岐波5488番地37
債務者　伊藤　一美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２６号
香川県善通寺市弘田町1116番地１　ハピネス103号
債務者　市川　秀一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１号
香川県坂出市西庄町1459番地１
債務者　西谷　宗宏
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２０号
香川県丸亀市柞原町193番地６
債務者　田村　優知
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第６号
茨城県つくばみらい市伊奈東47―６　グリーンハイツ202、住民票上の住所茨城県つくばみらい市板橋3068番地４
債務者　杉原　正一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
千葉市花見川区千種町72番地３　ロータスⅡ―102号
債務者　亀田　弘行
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２４号
千葉市花見川区千種町72番地３　ロータスⅡ―102号
債務者　亀田　　玲
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
千葉市緑区大椎町1188番地129
債務者　斎藤　　航
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
千葉県船橋市前原西８丁目23番17号　エスポワール前原205号
債務者　福田　裕三
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係